

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年10月から17年3月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から21年1月1日まで

株式会社Aに勤務している期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が20万円となっているが、実際に受け取っていた手当や交通費を含めた給与の総支給額は21万2,920円であり、それに見合った標準報酬月額は22万円のはずである。申立期間に係る給料明細書を所持しているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年10月から17年3月までの期間については、申立人の給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

株式会社Aが保管する申立人に係る平成17年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、従前（平成16年）の標準報酬月額が20万円と記載されていることから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成16年9月及び17年4月から20年12月までの期間における標準報酬月額については、給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると平成16年9月及び17年4月から20年12月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 6 年 2 月 21 日まで  
株式会社Aの被保険者期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が8万円となっているが、申立期間の前月までの標準報酬月額は、24万円となっている。調査の上、標準報酬月額を24万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係るオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、平成6年2月10日付けで、4年1月1日に遡って8万円に引き下げられ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月21日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のほか10人の被保険者について申立人と同様に、平成4年1月1日（うち3人はそれぞれ3年4月1日、4年3月1日及び同年8月1日）に遡って標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

さらに、不納欠損整理簿において、平成6年2月10日当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険料等の滞納が有ったことが確認できる上、当該事業所の元事業主は、「当時、厚生年金保険料等の滞納が有り、社会保険事務所に減額処理の依頼を行った。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について4年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由が有ったとは認

められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在はB株式会社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで  
昭和47年4月から、A株式会社に継続して勤務していたが、「昭和47年12月1日付で同社C工場に転勤した際に、会社の行った事務手続に間違いがあり、同年11月が厚生年金保険に未加入と記録されている。」と、同社から連絡があった。在職期間証明書を添付するので、47年11月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社発行の在籍期間証明書、同社からの回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和47年12月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社に係る昭和47年10月の社会保険事務所（当時）の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って昭和47年11月30日を資格喪失日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11

月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B。）C支店における資格取得日を昭和21年3月11日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を130円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD株式会社E所における資格取得日を昭和22年1月25日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月11日から同年4月4日まで  
② 昭和22年1月25日から同年6月1日まで

申立期間①について、私の夫(F)は、G国で終戦となり、昭和20年10月にH県に帰ってきた。夫は株式会社AのI支店から、C支店に転勤となり、出納係主任として私の上司として勤務していた。

申立期間②について、私の夫は、昭和21年12月30日に株式会社Aを辞め、D株式会社E所に22年1月25日に入社した。

申立期間①及び②を、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行なったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人を記憶する複数の元同僚の供述及び当時申立人と同じ係であった元同僚は、「私が昭和 21 年 4 月に株式会社AのC支店に入社した時の出納係主任の前任は申立人であった。」と供述していることから判断すると、申立人は株式会社Aに継続して勤務し（同社I支店から同社C支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記元同僚の供述から、昭和 21 年 3 月 11 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 21 年 2 月及び同年 4 月の記録から判断して 130 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aの事業を継承した株式会社Bに照会したところ、当時の資料については不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人の妻は、「結婚を控えて、株式会社Aの給料では生活できないとして、株式会社AのC支店を昭和 21 年 12 月 30 日に退職して、翌年 22 年 1 月 25 日に株式会社Aでの経理事務経験を実績として、知人の紹介でD株式会社E所に入社した。」と供述している。

また、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人が株式会社AのC支店での同僚をD株式会社E所に紹介入社させ、申立人と同じ総務部の業務に従事した複数の同僚の株式会社AのC支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、D株式会社E所における資格取得日と一致していることから、同社においては、採用後直ちに厚生年金保険に加入させていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、D株式会社E所に係る健康保険厚生年金保険の被保険者名簿の申立人の昭和 22 年 6 月の記録から 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、D株式会社に照会したところ、当時の資料については不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を昭和31年11月26日に訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社C所における資格取得日に係る記録を昭和32年5月12日に訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月26日から同年12月1日まで  
② 昭和32年5月12日から同年7月15日まで

私は、昭和29年8月4日、D株式会社の子会社のA株式会社に入社し、その直営であったE県F市のG所に営業担当として赴任した。その後、H県I市のB所、J市のC所などに転勤を繰り返し、昭和34年3月1日で会社を退職した。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の供述から、申立人はA株式会社に継続して勤務し（A株式会社G所から同社B所に異動）、申立期間①に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の複数の同僚の供述から昭和31年11月26日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の昭和31年12月の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、複数の同僚の供述から、申立人はA株式会社に継続して勤務し（A株式会社B所から同社C所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の複数の同僚の供述から、昭和32年5月12日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A株式会社C所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の昭和32年7月の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②において、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から58年3月まで

私は、昭和50年8月頃にA市B区役所で国民年金に加入し、同区役所から納付書を送ってもらい、C社のD支店で8,000円程度の国民年金保険料を払い込んでいた。53年頃に現住所(同市E区)に転居し、その2、3年後からは口座振替で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は同区役所から送付された納付書で、C社のD支店で納付し、同市E区に転居した後の55年又は56年頃からは口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年9月にE区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人が昭和58年度から登載されていることとも整合していることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の大半は、既に時効により国民年金保険料を納付できず、一部について過年度納付は可能であるものの、申立人からは、遡って納付したとの主張は無い。

なお、C社のD支店に照会したところ、申立人が同支店で口座を開設し

たのは昭和 57 年 8 月 23 日であり、その日以後申立期間について、口座振替が行われた形跡は無く、A 市の国民年金収滞納リストでは、申立人は、上記の加入手続から 3 年目に当たる 61 年 5 月の国民年金保険料から当該口座振替による納付を開始していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から58年12月まで

私は、婚姻を契機に昭和55年12月頃、国民年金の加入手続を行い、夫と共に30年間自営業を営み、私が会計係をして夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。昭和59年に口座振替にするまでは、現金で二人分と一緒に納付していたが、申立期間の保険料について、夫のみが納付済みの記録になっており、私は未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和55年12月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は夫の分と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿において、「受付年月日61年3月5日」と記載されていることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、55年12月頃に国民年金に加入したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人は、上記の国民年金加入時点において、遡及納付が可能であった申立期間直後の昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料を61年3月11日及び同年9月5日の2回に分け過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年9月までの期間、60年1月から62年6月までの期間及び63年8月から平成元年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から49年9月まで  
② 昭和60年1月から62年6月まで  
③ 昭和63年8月から平成元年6月まで

私は、婚姻を契機に昭和48年12月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、夫婦二人分をまとめて納付し、申立期間②及び③は、自身の保険料のみ納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を契機に昭和48年12月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①については、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付し、申立期間②及び③については、自身の保険料のみ納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②のうち、昭和60年1月から同年3月までについて、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において申立人は、未納とされており、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立人及びその夫は、昭和49年3月頃、連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが上記の特殊台帳により確認でき、申立期間①については、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫も未納である。

さらに、申立期間①、②及び③は、延べ8年度（51月）に及び、これほど断続的かつ長期間、行政側が事務処理の誤りを継続するとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年12月まで  
時期は定かではないが、国民健康保険に加入した際、国民年金にも加入するように区役所の職員から言われたため、国民年金加入の手続きを行い、国民年金保険料については、郵送されてきた納付書に記載された金額を毎月郵便局で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険に加入した際、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、郵送されてきた納付書に記載された金額を毎月郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録では、平成9年1月1日付けで基礎年金番号が付番された時点において、同手帳記号番号が払い出されていた形跡は認められないことから、申立内容とは符合せず、申立人の国民年金の記録は当該基礎年金番号によって管理されており、このことは、申立人が所持する年金手帳（三制度共通）に同手帳記号番号の記載が無いまま、国民年金の資格記録が記載されていることとも整合している。

また、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格は、平成9年6月4日付けで追加処理されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は、この時点まで国民年金に未加入の期間である上、処

理時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年3月まで

私は、昭和55年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、夫と二人分を納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の夫と二人分を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年5月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点で、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、保険料を遡って納付したとの主張も無い。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持している年金手帳に国民年金被保険者の資格取得日が、昭和55年4月1日と記載されていることを挙げているが、年金手帳の国民年金の記録欄に記載されている日付は、保険料納付の事実を示すものではなく、制度上、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示すものであ

る。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 2394 (事案 1646 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、昭和45年5月の婚姻を契機に夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料37万8,000円及び妻の未納分である42年3月から45年3月までの分14万8,000円をA市B区役所で納付した。私と妻が所持している国民年金手帳の昭和44年度国民年金印紙検認記録のページには同じように検認印による割印が有り、妻が申立期間の保険料を特例納付しているのであれば、私も特例納付しているはずであり、前回の決定には納得できず、再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、申立人が特例納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額とは相違し、区役所では国庫金である特例納付の保険料を納付することはできない上、特殊台帳に特例納付した旨の記載も無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年4月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、夫婦とも国民年金手帳の昭和44年度欄に検認印による割印が有ることが判明し、妻は申立期間の保険料を特例納付しているのであるから、申立人自身も特例納付しているはずであるとして、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人の妻は、昭和42年3月から45年3月までの国民年金保険料を55年2月に特例納付していることが領収済通知書により確認できるのに対し、申立人の申立期間について同通知書は見当たらない上、

申立人が申立期間の保険料納付の根拠として主張する国民年金手帳の割印は、夫婦が所持する国民年金手帳の発行日である45年5月の時点において、昭和44年度の保険料を納付するには過年度納付によることとなることから、現年度分のみ検認される同年金手帳の印紙検認台紙は不要として割印の上切り離したものと考えられ、特例納付の事実を示すものではないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から60年6月まで

昭和54年5月に婚姻した時は夫が自営業だったため、私はすぐにA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、既に国民年金に加入していた夫と一緒に口座振替により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料について、夫は納付済みであるのに、私は未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年5月の婚姻直後に国民年金に加入し、国民年金保険料を夫と一緒に口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和61年4月に払い出されていることが推認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられる上、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、同年7月28日から申立人の夫と同一口座からの振替により、保険料の納付を開始していることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期では無い。

さらに、申立期間直後の昭和60年7月から61年3月までの9か月間の

国民年金保険料は過年度納付によるものであり、申立人に対し、62年9月10日に国庫金納付書が作成されていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、この納付書の作成時点で、遡及可能な期間について過年度納付したものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで  
② 平成 2 年 7 月 1 日から 3 年 10 月 1 日まで  
③ 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 3 月 1 日まで

株式会社A及び株式会社Bの勤務期間のうち、実際に支給された給与額と年金機構に記録されている標準報酬月額が相違している期間があることが分かった。申立期間①においては30万円、申立期間②においては50万円、申立期間③においては40万円の給与をもらっており、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人が保管する複数の給与明細書は支給年の記載が無く、申立人が昭和60年のものであると主張する6か月分の給与明細書は、申立人が保管する市民税・県民税特別徴収税額通知書及び株式会社Aが保管する申立人に係る労働者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者離職証明書の記載内容から、いずれも59年又は61年に支給された給与の明細書であると推認される。

また、申立人が昭和 61 年分と申立てていた給与明細書のうち、労働者名簿の記載内容から唯一申立期間中の 60 年 6 月分であると推認される給与明細書があるものの、記載された厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合った額となっている。

さらに、株式会社Aに照会したところ、「当時の賃金台帳が保管されていないため、申立人の給与から控除された厚生年金保険料は不明」と回答している。

加えて、申立期間①当時、株式会社Aに勤務していた複数の同僚に照会したが、「標準報酬月額の記録に相違はない。」と回答している。

申立期間②について、申立人が保管する平成 2 年分給与所得の源泉徴収票には支払金額が 600 万円と記載されていることから、申立人は月額 50 万円相当の報酬があったと推認できる。

しかしながら、上記源泉徴収票から確認できる厚生年金保険料控除額については、同票に記載された社会保険料等の金額 43 万 1,905 円から株式会社Bにおける厚生年金保険加入前の期間に係る国民年金等の保険料の納付額を差し引いて厚生年金保険料の控除額を算出することとなるが、本件では年末調整申告額等の資料は無く、当該国民年金保険料等の金額の内訳は不明である。このため、当該国民年金等の保険料の納付時期等を勘案するなどして種々の仮定に基づいた試算を行ったが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料が控除されたことは確認できない。

申立期間③について、株式会社Bの申立人以外の当時の取締役二人についても申立人同様に、平成 7 年 11 月に随時改定で標準報酬月額が 30 万円に変更となっていることから、社会保険事務所（当時）が申立人のみについて、誤った処理を行ったとは考え難い。

また、株式会社Bの当時の専務取締役は、「社会保険事務は私が行っていたが、平成 13 年 6 月の倒産の際に書類は散逸している。」と回答し、申立人の保険料控除の状況について具体的供述を得ることができないため、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間②及び③当時、株式会社Bに勤務していた複数の同僚に照会したが、いずれも給与明細書等を所持しておらず、申立期間当時の保険料控除の状況について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立期間①、②及び③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで  
(A社)  
② 昭和 34 年 3 月 7 日から 37 年 4 月 1 日まで  
(B社)  
③ 昭和 37 年 5 月 22 日から 38 年 10 月 5 日まで  
(C社)  
④ 昭和 42 年 6 月 29 日から 46 年 3 月 21 日まで  
(D社)

申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E年金事務所が保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の全てが記載されており、「受付 46. 5. 11 E社会保険事務所」、「46. 7. 6 隔地・支払済」の押印が確認できる。

また、申立期間④のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年7月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、申立期間④のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年7月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 6 月 4 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A株式会社からB国の現地支配人として海外赴任していた。申立期間②については、C株式会社において勤務していた。しかし、どちらの期間についても、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A株式会社D支社に在籍し、社員として海外赴任し、合弁事業に従事していたと主張している。このことについて、同社元取締役は、「当該事業所にはD支社があり、他社との合弁事業に従事する海外勤務赴任者が存在していた。」と回答しているが、当時の事業主は死亡しており、関連資料も現存しないため、申立期間当時における当該事業所の海外赴任の実態を確認することができない。

また、申立人は、「現地で合弁事業に就いていた日本人は自分だけであり、赴任期間は決まっていなかった。」と回答し、現地における同僚は確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、現地における給与支給について、「代表者から、現金で手渡されており、その金額は20万円と現地駐在費30万円の約束であったが、現地駐在費の支給は一度も無く、給与から厚生年金保険料が控除されたことはなかった。」と回答しており、厚生年金保険に加入していたとす

る申立人の主張と一致しない。

申立期間②については、C株式会社における元取締役及び元同僚が、申立人が臨時勤務の事務員であった旨回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記元取締役は、当時の厚生年金保険加入について不明と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、C株式会社の事業主から、同社が株式会社Eへ名称変更する旨の説明を受けたと供述しているところ、申立人は株式会社Eにおいて、昭和55年3月3日から同年6月4日まで厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

このため、株式会社Eに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚に照会したところ、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険被保険者記録は無く、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 1 日から 63 年 5 月 11 日まで

昭和 58 年 5 月 19 日から平成 11 年 1 月 2 日までの期間、継続してA株式会社（現在は、B株式会社。）からの派遣社員として株式会社CのD支店に勤務しているが、60年8月1日から63年5月11日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の回答から、申立人は、申立期間においてA株式会社からの派遣社員として株式会社CのD支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社に照会したところ、「人事記録及び賃金台帳等の資料は保管されていないことから、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、株式会社CのD支店で勤務していた同僚8人に照会したところ、3人の同僚は、「申立人の勤務状況に変化は無く、入社していない期間は無かった。」と回答しているものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる供述を得ることができない。

さらに、E公共職業安定所に照会したところ、申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録は、昭和58年5月19日に資格を取得し、60年7月31日に離職後、63年5月11日に再度資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している上、申立人は、申立期間のうち、61年4月1日から63年5月11日までの期間において、国民年金第3号被保険者とな

っていることが確認できる。

加えて、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和60年8月1日に資格を喪失した際、健康保険証を社会保険事務所（当時）へ返納していることが確認できる上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の申立期間前後の健康保険の整理番号は\*番と\*番と異なっていることから、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

このほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。